

平成30年度（平成29年度対象）
教育委員会の点検・評価報告書

平成31年2月
小松島市教育委員会

目 次

| | | | |
|------|--------------------------|-------|----|
| 序 | はじめに | ----- | 1 |
| 1 | 趣旨 | | |
| 2 | 点検・評価の対象 | | |
| 3 | 点検・評価の方法 | | |
| 4 | 議会への提出，市民への公表の時期等 | | |
| | | | |
| 第1章 | 小松島市教育委員会の概要 | | |
| 1 | 教育委員会の組織 | ----- | 3 |
| 2 | 教育委員会の会議の開催状況等 | ----- | 3 |
| 3 | その他の活動 | ----- | 4 |
| | | | |
| 第2章 | 平成30年度（平成29年度対象）点検・評価の結果 | | |
| 1 | 点検・評価結果 | ----- | 6 |
| 2 | 外部評価 | ----- | 10 |
| | | | |
| 第3章 | 参考資料 | | |
| 1 | 教育委員会制度の概要 | ----- | 14 |

序 はじめに

1 趣旨

市教育委員会では「創造性豊かで、思考力、表現力に富んだ人間形成」を基本目標とし、小松島市ならではの教育の振興に取り組んでいます。

平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（地方教育行政法）が一部改正され、「教育委員会の責任体制の明確化」を目的として、同法第26条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律《抜粋》

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

この規定により、平成20年4月1日から、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされました。

このため、市教育委員会では、法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、「教育委員会の点検・評価」を実施し、報告書にまとめました。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象として、市教育委員会の会議の開催状況等のほか、教育に関する前年度の小松島市事務事業評価において、市教育委員会事務局が総合評価ランク1（拡充する）と評価する主要な事業及び市議会において指定事業とされた事業を主な対象とします。

なお、平成22年4月より実施しております「小松島市教育振興計画」にある、PDCAサイクルの3年目の年度（平成23・25・27・29年度）につきましては、教育重点目標の推進プログラム（14項目）を対象とします。

※PDCAサイクルとは、行動プロセスの枠組みの一つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認）、Action（行動）の4つで構成されている。

3 点検・評価の方法

教育行政の諸施策のうち、前述の点検・評価の対象とされた事業について点検・評価を行うが、評価については事業としての評価（５段階）と総合評価（３段階）を行い、市教育委員会内評価欄では、今後の取組の方向性を明らかにしております。

また、点検・評価の客観性を確保するため、外部有識者からのご意見、ご助言をいただきました。

4 議会への提出，市民への公表の時期等

議会への報告書の提出につきましては、原則毎年３月定例会議（報告）にて行います。

市民の皆様への公表は、原則毎年３月定例会議にて報告終了後、市ホームページ（<http://www.city.komatsushima.tokushima.jp/>）への掲載をはじめ、市役所本庁舎、教育委員会本庁舎の１階ロビーにて配布することで、ご自由に閲覧していただくことができます。

第1章 小松島市教育委員会の概要

1 教育委員会の組織

○教育委員会委員の就任状況（平成29年4月1日～平成30年3月31日）
平成30年3月31日現在

| 氏名 | 役職 | 異動状況 |
|-------|----------|-----------------------|
| 吉岡 誠 | 教育長 | |
| 渡部 啓子 | 委員長職務代理者 | 平成30年3月31日 委員長職務代理者退任 |
| 谷 亮弘 | 教育委員 | 平成30年3月31日 教育委員退任 |
| 森本 利雄 | 教育委員 | |
| 東根 米 | 教育委員 | |

2 教育委員会の会議の開催状況等

毎月1回定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催

(1) 平成29年度の会議の開催状況

| 区分 \ 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|--------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----|
| 定例会 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 12 |
| 臨時会 | | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| 計 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 13 |

(2) 平成29年度の議案等の付議状況

| 区分 \ 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 計 |
|--------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|----|
| 議案 | 1 | | | | | | | | | | 2 | 1 | 4 |
| 協議事項 | 2 | 1 | 1 | 5 | 3 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 1 | 25 |
| 報告事項 | 1 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 | 1 | 2 | 25 |
| 計 | 4 | 4 | 3 | 7 | 5 | 3 | 4 | 4 | 4 | 6 | 6 | 4 | 54 |

3 その他の活動

(1) 会議・研修会等

| 時 期 | 名 称 | 概 要 |
|----------|-----------------------------|--|
| 平成29年 4月 | 徳島県市町村教育委員会 教育行政連絡協議会 | 平成29年度徳島県教育重点施策について（年1回開催） |
| | 徳島県市町村教育委員会 連合会定期総会・研修大会 | 徳島県市町村教育長会合同理事会を受けた定期総会及び研修大会（年1回開催） |
| 5月 | 全国都市教育長協議会定期 総会・研修会（奈良市） | 全国の教育長が、教育行政のあり方について研修を深める。（年1回開催） |
| | 四国都市教育長連絡協議会 総会（三豊市） | 特色のある施策についての情報・意見交換や、研究協議を行うことにより、教育行政の一層の展開に資することを目的として実施 |
| 11月 | 徳島県・市町村教育委員会 教育委員等研修会 | 県・市町村教育委員会教育委員等を対象とした研修会（年1回開催） |

(2) 行事等

| 時 期 | 名 称 | 概 要 |
|------------|------------------------------------|---|
| 平成29年 4月 | 第1学期小松島市幼稚園・ 小学校・中学校連合校・園 長会 | 市教育基本方針の確認、第1学期に向けた諸連絡等を実施 |
| | 小松島市新任・転入教職員 紹介式 | 幼稚園 2名、小学校22名、 中学校13名 計37名紹介 |
| 5月 | 小松島市人権教育振興協議 会総会 | 基本的人権を尊重する民主的な社会を実現するために、市民総ぐるみで人権教育に取り組み、人権問題の早期完全解決を図る。 |
| 6月 | 市制施行66周年記念式典 | 【受賞者】 自治功労2名、社会福祉功労1名、 消防功労1名、保健衛生功労4名、善 行精励3名 計11名を表彰 |
| 8月 | 小松島市教育問題シンポジ ウム | テーマは「子どもが輝くまちづくりを 目指して」ー子どもの支援について考 えるー |
| 9月 ～10月 | 小松島市幼稚園・小・中学 校運動会・体育祭 | 幼稚園と合同2校、町民運動会と合同 5校 |
| 10月 | 第2学期小松島市幼稚園・ 小学校・中学校連合校・園 長会 | 第2学期に向けた諸連絡等を実施 |

| 時 期 | 名 称 | 概 要 |
|--------------|-------------------|---|
| 1 1 月 | 小松島市教育文化功労者表彰式 | 【受賞者】 個人 3 3 名，団体 4 団体を表彰 |
| | 小松島市 P T A 連合会懇談会 | 小学校 1 0 校，中学校 2 校の P T A 会長との意見交換 |
| 平成 3 0 年 1 月 | 成人の日記念式典 | 該当者は，男性 207 名，女性 197 名 記念撮影（集合写真） |
| 2 月 | 平成 2 9 年度教育論文表彰式 | 【受賞者 1 4 名】 市長賞 1 名，市議会議長賞 1 名， 教育長賞 1 名，教育研究所長賞 2 名， 入選 9 名 |
| 3 月 | 小松島市小・中学校卒業式 | 小学校 1 1 校，中学校 2 校 |

(3) 学校訪問等

| 時 期 | 名 称 | 概 要 |
|----------------|--------------------|-------------------------------------|
| 平成 2 9 年 7 月 | 市教育委員会幼稚園訪問 | 全幼稚園（4 園）において，授業参観等を市教委 9 名で巡回実施。 |
| 9 月 ～ 1 0 月 | 県教委・市教育委員会 学校訪問 | 全小・中学校において授業参観等を実施（県教委 2 名，市教委 7 名） |

(4) その他

| 時 期 | 名 称 | 概 要 |
|---------------|---------------------|--|
| 平成 2 9 年 7 月 | 小松島市要保護児童対策地域協議会 | 平成 1 9 年 7 月 2 6 日，児童虐待等の防止や，早期発見し，要保護児童とその家族への適切な支援を行うために設置。教育関係では，教育長ほか 5 名が，代表会議の代表者として委嘱される。事務局は，小松島市保健福祉部児童福祉課。 |
| 平成 3 0 年 2 月～ | 小松島市総合教育会議 | 市長と教育委員会が，地域の教育課題やあるべき姿を共有し，より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。 |
| 平成 2 9 年 8 月 | 小松島市就学前教育・保育のあり方検討会 | 就学前のすべての児童に質の高い教育・保育を提供するために，幼保一体化をめざした認定こども園の開設や，幼稚園，保育所の統廃合等を含む施設の適正配置について，現状分析及び検討を行う。 |

第2章 平成30年度（平成29年度対象）点検・評価の結果

1 点検・評価結果

○事業評価・・・5段階

- 5：予想を大きく上回る成果が得られた。
- 4：想定以上に成果が得られた。
- 3：想定どおりの成果が得られた。
- 2：成果は得られたが、改善の必要がある。
- 1：成果は得られず、見直しの必要がある。

| 対象事業 | 事業の概要 | 事業評価 | 総合評価 | 教育委員会内評価 |
|--|--|------|--------------------|---|
| ①小学校施設修繕事業 (予算額72,190千円, 決算額58,124千円) | 学校敷地内にある校舎等の施設に不具合が生じた場合等,その機能を維持するための修繕や更新を行う。 | 3 | ■継続 □見直し □廃止 | いずれの施設も耐震化は完了しているものの老朽化が進んでおり,児童・生徒の安全・安心を確保するとともに,学校教育に支障をきたさないよう,施設の機能を維持するためにも必要な事業である。 |
| ②スクールバス 運行委託事業 (予算額10,541千円, 決算額10,147千円) | 遠距離通学となる児童の安全な通学手段を確保するため,貸切バスを取り扱う運行事業者にスクールバス運行業務を委託している。 | 2 | □継続 ■見直し □廃止 | 市営バス事業廃止に伴い,平成27年度からは民間事業者に運行を委託しているが,事業費は増加傾向にある。 平成31年度以降の事業見直しに当たり,第一義的には,遠距離通学となる児童に安全な通学手段を確保し,また,コスト面にも配慮した新たな通学支援の方策を再考する必要がある。 |
| ③小学校教育振興事業 (予算額11,379千円, 決算額11,261千円) | 小学校におけるさまざまな教育活動を円滑に実施するための費用として,児童数,学級数及び教員数等に応じて各校に配当している。報償費,需用費,役務費,備品購入費等として支出している。 | 3 | ■継続 □見直し □廃止 | 支出の約5割は需用費であり,主に,印刷用紙代やチョーク等の文具類,教材教具,プリンターインクなど,教育活動に最低限必要な消耗品の代金となっている。各校は,節約に努め,予算を効果的に活用して特色ある取組を進めている。 |

| 対象事業 | 事業の概要 | 事業評価 | 総合評価 | 教育委員会内評価 |
|---|--|------|--------------------|--|
| ④中学校教育振興事業 (予算額4,690千円, 決算額4,298千円) | 中学校学習指導要領の目標に基づき、様々な教育活動の効果的かつ円滑な実施に必要な費用となっている。中学校設置基準より低下した状態にならないようにするため、水準の向上を図ることに努める必要がある。 | 3 | ■継続 □見直し □廃止 | 学校の運営にかかる費用（報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料）を、生徒数、学級数、教員数等、各校の規模に応じて配当している。需用費は主に、印刷用紙、チョークなどの文具、教材教具、プリンターインク、ファイルなどの消耗品代となっており、学校の教育環境の充実を図っている。 |
| ⑤幼稚園教育振興事業 (予算額1,089千円, 決算額1,013千円) | 幼稚園の教育内容の充実や環境の整備に必要な費用。主に需用費として燃料費や印刷費、教材購入費（画用紙など）を、報償費として運動会記念品代・卒園記念品代を支出している。 | 3 | ■継続 □見直し □廃止 | 各園が限られた予算の中で経費削減等を行い、創意工夫し運用していく中で、子どもたちによりよい教育環境を提供するよう努めている。 また、子ども・子育て新制度の実施により、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児期の教育・保育、子育て支援の量及び質の充実を図っている。 |
| ⑥要保護児童・生徒等 就学援助事業 (予算額14,924千円, 決算額13,991千円) | 経済的理由により就学困難とされる者に対し、学用品等の援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施及び児童・生徒の有意義な就学に資する。 | 3 | ■継続 □見直し □廃止 | 保護者の経済的理由により児童・生徒が就学困難な状況に置かれることがあってはならず、優先的に実施すべき事業である。 なお、新入学用品費については入学前の支給を求める声があり、他府県においては既に実施している市町村も多い。本市においても県内他市町村と同時期の実施開始に向け準備を進め、平成30年度以降に実施開始することとしている。 |

| 対象事業 | 事業の概要 | 事業評価 | 総合評価 | 教育委員会内評価 |
|--|---|------|--------------------|--|
| ⑦人権教育推進事業 (予算額14,659千円, 決算額13,927千円) | 人権教育振興協議会補助事業, 人権のまちづくり事業, 人権のまちづくり子供会支援事業, 人権教育推進事業(団体補助金)により, 学校, 家庭, 地域が連携して人権教育・啓発の充実を図った。 | 3 | ■継続 □見直し □廃止 | 「ひとりひとりが輝けるまちづくり」をめざした人権尊重の社会実現に向け, 人権教育・啓発活動を強力に推進している。特に, いじめや虐待など子どもの人権保障は喫緊の課題であり, インターネット等を利用した様々な人権侵害・差別事象も起きている。一人一人の人権が真に大切にされる社会を創りあげていくためにも, 学校・家庭・地域が一体となって人権教育・啓発を引き続き推進する必要がある。 |
| ⑧文化財保護事業 (予算額3,332千円, 決算額3,266千円) | 文化財を保護・保存し, 次世代に継承するとともに, 普及活動により文化財保護意識の高揚を図る。 開発行為時の遺跡調査等を適切に行い埋蔵文化財の存否の確認を市内全域に広げるとともに, 出土した県南遺跡を関係市町合同で展示, 記念講演等を行う。 | 3 | ■継続 □見直し □廃止 | 市内では2例目となる国登録有形文化財(建造物 大正館)や, 南海地震阿波地震津波記念碑等が国の登録記念物になるなど, 文化財として保存されるべきものが増えつつある。 また, 県南にあったとされる「長国(ながのくに)」の遺跡や出土品の調査も進んでおり, 県南4市町合同による企画展などを通じて, 歴史遺産の認知度が市民に浸透してきている。 |
| ⑨埋蔵文化財発掘調査事業(公民館関連事業) (予算額1,694千円, 決算額1,622千円) | 榑渕公民館改築工事に伴う同公民館建設用地で実施した北佃遺跡の埋蔵文化財発掘調査の整理作業を行い, 発掘調査報告書を刊行する。 | 3 | □継続 □見直し ■廃止 | 2か年にわたり実施した北佃遺跡の発掘調査については, 出土遺物の調査, 整理作業を取りまとめて報告書を作成し, 研究機関や関係団体に配布もできたため, 同事業としては終結する。 |
| ⑩四国へんろ道世界遺産推進事業 (予算額340千円, 決算額202千円) | 四国4県に特有するへんろ道の歴史的価値や観光資源としての重要性を見直し, 国史跡の指定箇所拡大や世界遺産への登録を推進する。 | 3 | ■継続 □見直し □廃止 | 国史跡指定箇所の定期的な清掃活動やへんろ道ウォーキングによる市民参加で, 魅力再発見や普及活動が進んでおり, 今後も継続していく必要がある。 |

| 対象事業 | 事業の概要 | 事業評価 | 総合評価 | 教育委員会内評価 |
|--|---|----------|-----------------------------|---|
| <p>①公民館整備事業 (予算額78,819千円, 決算額78,103千円)</p> | <p>老朽化や耐震補強が必要となっている公民館が複数あり、利用者に対して安全安心な施設利用ができるよう改修・改築整備を行う。</p> <p>また、公共施設の総合的な管理計画に基づき、将来における施設整備計画を策定し、年次的に整備を進める。</p> | <p>3</p> | <p>■継続 □見直し □廃止</p> | <p>耐震診断を実施し、耐震基準を下回る施設については、順次改修、改築を進めている。</p> <p>現状までに大規模改修や移転の必要性のある公民館を含む3施設で、補助制度等を活用しながら整備に着手して30年度には竣工、供用開始を見込んでいる。</p> <p>そのほかに耐震性のない施設がまだ4施設あり、それぞれの施設が抱える諸課題を解決し、できるだけ早い段階で改修・改築整備を進める必要がある。</p> |

2 外部評価

点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者から、次のとおり点検及び評価に関する意見を聴取しました。

◆ 【 意見聴取対象者 】

元北小松島小学校校長 木村 哲也 氏
元芝田小学校校長 梅山 眞澄 氏
徳島文理大学就職支援部課長 井内 孝明 氏

◆ 【 意見聴取年月日 】

平成31年1月14日（金）・2月12日（火）

◆ 【 意 見 】

（1） 全般的な意見

近年、全国的に少子高齢化が進行している中、本市においても出生数は減少傾向にあり早急な少子化対策が必要である。特に2015（平成27）年以降急速に減少を続けており、今後その状況に変化はないと予想されている。

学校施設に関しては老朽化が進む現状ではあるものの、児童・生徒の安全・安心を確保するとともに、学校教育に支障をきたさないよう、施設の機能を維持継続する事業の推進は重要である。

幼児期における教育・保育は人格形成の基礎を築く重要な時期であり、健やかに成長できるよう組織的な体制が必要である。様々な家庭環境にある子どもたちを支援するためには、子育て世帯のニーズを十分に把握した上で、国・県等と連携を図りながら子ども・子育て支援事業を拡充することが重要である。

教育現場においては、「道徳」や小学校「外国語」の教科化、「プログラミング教育」の実施などの新たな教育内容が加わることで教職員の負担が増すことになるが、教育委員会は国・県が示す働き方改革を推進する立場からも様々な施策を取り入れ、より教育に専念できるような環境を整備していかなければならない。

このように急激な人口減少等、教育現場を取り巻く環境は劇的な変化が予想されているが、教育委員会においては教育水準の更なる向上をめざすとともに、学習指導要領等の円滑かつ効果的な実施に向けて多角的な視点から積極的な指導を期待する。

また、高齢化が進む中、高齢者が人口に占める割合は益々増加することが予想されている。公民館は地域住民の交流の場として欠くことのできない施設であり、今後発生が予測される大規模災害発生時には復旧活動の拠点となりうるものである。このことから施設の改修等を実施することで、公民館の機能を十分活用できるよう順次整備することが必要である。

(2) 各事業に対する意見

【 ①の事業 】 「小学校施設修繕事業」

小学校施設の老朽化が進むなか、喫緊では、ブロック塀等の安全対策や熱中症対策としての空調設備の導入など、児童・生徒の安全・安心の確保は急務である。小学校の再編等の関係もあるが、状況に応じ、適切で迅速な対応を望むところである。

【 ②の事業 】 「スクールバス運行委託事業」

遠距離通学児童の安全・安心な通学支援策とともに、これまで同様、保護者や地域のスクールガード等と連携し、児童の安全・安心な通学を確保していただきたい。また、学校教育の直接の受益者である児童・保護者や地域住民の十分な理解、協力が図られるよう、学校現場との十分な協議を重ね、適正な通学支援のための事業整備を行っていただきたい。

【 ③の事業 】 「小学校教育振興事業」

小学校設置基準により、学校の設置者は設備等の充実を図らなければならない。市内各小学校においては、限られた配当額ではあるが効果的に活用し、学習指導要領の円滑かつ効果的な実施及び独自性のある取組の推進に努めている。今後においても、本市の教育水準が低下することなく、より豊かな教育活動が展開されるよう努めなければならない。

【 ④の事業 】 「中学校教育振興事業」

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、各学校で教育課程を編成する際の基準が学習指導要領に定められている。学習指導要領にはそれぞれの教科の目標や大まかな教育内容等が記載されており、各学校ではそれらを踏まえ、地域や学校の実態に応じて教育課程を編成するが、学校の設置者は、教育の一定水準確保のためにも教材教具等、各校の運営にかかる費用について責任を持ち、設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図るため予算措置を講じることは必要不可欠である。

【 ⑤の事業 】 「幼稚園教育振興事業」

幼稚園教育は、『環境を通して行われる教育』である。幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で大変重要なものであり、望ましい環境の中で子どもたちが健やかに成長できるよう、本事業の拡充を図ってきた。

子ども・子育て支援新制度の実施により、すべての子ども・子育て家庭を対象に幼児期の教育・保育、子育て支援の量及び質の充実が図られており、保護者負担の軽減や幼児教育振興のため幼児教育無償化等の施策が検討されているところである。

今後、子育て世帯のニーズの変化や少子化などにより、これからの幼稚園のあり方が検討されており、幼児期の教育の重要性についての理解を深め、小松島市の就学前教育の振興を図りつつ、国や県、他市町村の子ども・子育て支援事業への動向に注目し、本事業を進めていただきたい。

【⑥の事業】 「要保護児童・生徒等就学援助事業」

近年の家庭環境の多様化、複雑化に伴い、経済的援助を必要とする世帯の割合は増加傾向にある。教育の機会均等の趣旨に鑑み、保護者の経済状況により子どもの就学の機会に差異が生じることのないよう、本事業を引き続き実施していく必要がある。

【⑦-1の事業】 「人権教育振興協議会補助事業」

「小松島市人権教育振興協議会」は、市内の学校関係・公民館・婦人会・老人会・社会福祉協議会関係・企業などからなり、小松島市の人権教育・啓発活動を中心となって進めてきた。同和問題を中心に、様々な人権課題を解決していくことはもとより、LGBTQ、ハラスメント、いじめ等の人権問題についても、解決・解消に向けて、教育と啓発の役割がさらに重要となっている。これらのことを踏まえ、市民が主体となる人権教育・啓発を推進する上で、この事業は今後とも継続される必要がある。

【⑦-2の事業】 「人権のまちづくり事業」

識字学級は、同和問題の解決に向けた実践や学習の場を提供し、近隣の子どもたちや教職員との交流を通して、本市の人権教育の啓発や活動を行う上で大きな役割を果たしてきた。

しかし、教育委員会内評価を鑑みると、同和問題はもとより、様々な人権問題に対応できるように、随時、事業内容の充実を検討しなければならない。社会状況の変化の中で発生している新たな人権問題の解決をめざして、より多くの市民に人権尊重の精神を浸透させていく社会環境づくりとしての具体的な「人権のまちづくり」の事業を考えていくためにも、引き続き本事業の継続が必要である。

【⑦-3の事業】 「人権のまちづくり子供会支援事業」

人権のまちづくり子ども会の活動を通じ、豊かな人権文化の構築をめざす担い手として、地域社会と学校とが連携し、児童・生徒の育成に取り組んでいる。本事業は、今後の未来を担う人権感覚豊かな子どもの育成をめざしているものであり、その運営推進には、適切な予算措置が引き続き必要である。

【⑦-4の事業】 「人権教育推進事業（団体補助金）」

「小松島市人権教育研究協議会」では、毎年市内の保育所・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校・県立学校すべての教職員が授業参観、研究協議を行い、各校で園児、児童・生徒の指導に役立っている。また「小松島市・勝浦郡地区進路保障協議会」では、勝浦郡との小・中・高とも連携を密にしながら、児童・生徒の進路を保障する教育の充実に努めてきている。

「人権のまちづくり子ども会」については、平成21年度より保護者や地域の人が主体となり運営している。この取組を更に強化し、子ども会の連携を深め、交流を促進することは、人権問題の解決のための意欲と実践力を高め、豊かな人権文化の構築につながることから、事業の継続が必要であると考えられる。

【 ⑧の事業 】 「 文化財保護事業 」

市町村連携事業である「長国 県南4市町合同企画展」も4年目を迎え、出土遺物の文化財としての普及活動が着実に浸透してきている。そのほか、小松島市内にある建築物等もその価値が認められ、国の文化財指定や記念物の登録など、文化財保護意識の醸成が進み、事業効果が上がっていることは評価できる。

【 ⑨の事業 】 「 埋蔵文化財発掘調査事業（公民館関連事業） 」

埋蔵文化財については、小松島市の場合調査がまだまだ進んでいない地域が多く点在し、今後も調査を実施していく必要がある。今回の榊町北の北佃遺跡については、出土した遺物の整理や報告書なども刊行し一定の成果は上がったと考えられる。今後も発掘調査が必要になり次第、事業実施ができる体制づくりに努めていただきたい。

【 ⑩の事業 】 「 四国へんろ道世界遺産推進事業 」

四国八十八箇所霊場を巡礼する遍路道は、四国一周約1,400kmに及び、巡礼者と地域が共存してきた長い歴史を持つ四国が誇る文化遺産であるといえる。小松島市においても恩山寺と立江寺を巡る約900mが国の史跡指定を受けており、将来にわたり文化財として保存していく必要があると考えられる。

定期的な清掃活動等適切な維持管理と、住民参加型の普及啓発イベントの実施などソフト・ハードの両面で事業を実施しており、今後も世界遺産登録推進に向け取り組んでいただきたい。

【 ⑪の事業 】 「 公民館整備事業 」

公民館は、地域の社会教育の普及推進や住民交流の拠点のほかに災害時の避難施設としての役割を持つなど多岐にわたり、地域自治意識の醸成や組織づくりに欠かせない施設であるといえる。多くの住民が利用することを勘案すると、快適で安全な利用ができるよう施設の適切な維持管理と、老朽化等に対する改修や更新整備は必要に応じて実施していかなければならないと考えられる。特に、耐震性については将来発災が予想される南海東南海地震への備えや過去の大きな地震によって多大な人的被害を出した各地の経験からも早急に解決しなければならない重要な課題である。

施設の状況に応じ、順次整備を進めてきており、今後もその改善に向けて継続拡充して事業を実施する必要がある。

第3章 参考資料

1 教育委員会制度の概要

教育委員会は、地域の学校教育，社会教育，文化，スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置。

首長から独立した行政委員会としての位置付け。

教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。

月1～2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催。

教育長及び教育委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は教育長は3年，教育委員は4年で再任可。

《教育委員会の組織のイメージ》

